

きたばたけ保育園 令和 7 年度 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人阿部野学園
所 在 地	大阪市阿倍野区北畠 3-8-30
電 話 番 号	06-6653-8627
代表者氏名	理事長 井内 太三

2 利用施設

施 設 の 種 類	保育所
施 設 の 名 称	きたばたけ保育園
施 設 の 所 在 地	大阪市阿倍野区北畠 3-8-30
連 絡 先	電話番号 06-6653-8627 FAX 06-7651-0252
管 理 者	園長 井内 保宏
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
認 可 定 員	0歳児 20人 1歳児 34人 2歳児 36人 3歳児 0人 4歳児 0人 5歳児 0人
利 用 定 員	満3歳以上の児童 0人 満1歳以上満3歳未満の児童 45人 満1歳未満の児童 15人
開 設 年 月 日	平成20年 4月 1日
事 業 所 番 号	2710051004275
H P ア ド レ ス	http://www.abeno.ed.jp/~hoikuen/

3 施設の目的・運営方針

きたばたけ保育園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。

- (2) 「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷 地		9 0 8, 9 0 m ²
園 舎	構 造	既設棟鉄骨造 3 階建うち 1 ～ 2 階部分及び 増設棟鉄骨造 3 階建うち 1 ～ 3 階部分
	延べ面積	7 0 3, 4 6 m ²
園 庭		地上園庭 2 8 0, 9 6 m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備 考
乳児室	1 室	ひよこ組（0 歳児クラス）
ほふく室	2 室	り す組・うさぎ組（満 1 歳児クラス）
保育室	2 室	ぱんだ組・きりん組（満 2 歳児クラス）
調理室	1 室	
職員室	1 室	
便所	6 室	
医務室	1 室	

5 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成 29 年 3 月 31 日厚労告 141）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

下記 8 に記載する時間において、保育を提供します。

(2) 特色のある取り組み

2 歳児体操指導、2 歳児リトミック、認定こども園あべの幼稚園との連携、栽園 等

(3) 送迎

送迎は保護者各自でお願いします。

6 職員の職種、員数及び職務内容(栄養士については別掲) 令和6年1月1日現在

職 種	職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園長	園務をつかさどり、所属職員を監督	1	1		
主任 保育士	園長を助け、命を受けて園務の一部を整理、園児の保育をつかさどる	1	1		
保育士	保育に従事する	26	14	12	
看護師	体調不良児を看護する	1	1		
事務員	事務を担当する	1	1		
栄養士	献立表(給食及びおやつ)を作成する	1	1		委託
調理員	給食及びおやつを調理する	3	1	2	委託

当園では、「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年3月30日大阪市条例第49号。以下「条例」という。)」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

<各職種の勤務体系>

職 種	勤務体系
園長	正規の勤務時間帯(9:00～17:30)
主任保育士	正規の勤務時間帯(7:30～16:00)
保育士	正規の勤務時間帯(7:00～19:00)
看護師	正規の勤務時間帯(9:30～15:30)
事務員	正規の勤務時間帯(10:00～18:30)
栄養士(委託)	正規の勤務時間帯(9:00～17:00)
調理員(委託)	正規の勤務時間帯(8:30～14:30)

- ※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。
- ※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

7 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始(12月29日から1月3日)及び祝祭日は休園となります。

8 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時30分から18時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります(実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します)。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合

は、7時から7時30分まで又は18時30分から19時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、9時から17時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、7時から9時まで又は17時から19時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

9 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応及び栄養士の配置状況

(1) 食事の提供方法

自園調理（調理業務は一富士フードサービス株式会社が行います。）

(2) 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時40分頃	11時00分頃	15時20分頃	
1歳児	9時40分頃	11時10分頃	15時20分頃	
2歳児	9時40分頃	11時20分頃	15時20分頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

(3) アレルギー対応状況

除去食及び代替食に対応

食物アレルギー対応マニュアル有

(4) 栄養士の配置状況(委託)

職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園児の栄養指導及び管理	1		1	

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご連絡ください。

10 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。

お支払方法については、別途お知らせします。

11 特別支援教育・障がい児保育の取組状況

地域社会の中で、障がいのあるこどもとないこどもが共に育ち合うことを基本的な考え方として障がい児保育を行っています。

12 利用の開始に関する事項

区保健福祉センターの利用調整に基づき当園に入所決定され支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

13 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- (1) 園児が小学校に就学したとき
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

14 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

- (1) 内科、小児科

医療機関の名称	山田医院
医院長名又は医師名	山田良宏
所在地	大阪市阿倍野区王子町 2-1 2-1 4
電話番号	0 6-6 6 2 2-3 1 6 6

- (2) 歯科

医療機関の名称	浅井歯科診療所
医院長名又は医師名	浅井良英
所在地	大阪市阿倍野区相生通 2-1 0-4
電話番号	0 6-6 6 5 2-4 0 6 9

15 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

16 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	・誘導灯及び誘導標識 有 ・屋外避難階段 有 ・自動火災報知機 有 ・避難口 有 ・防災扉及び防災シャッター 有 ・消火器 有 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

※台風等の災害時において暴風警報が発令された場合は休園とし、警報解除後の対応については以下のとおりとします。

- (1) 午前8時以前に解除された場合は、1時間後より通常保育を行います。
- (2) 8時から11時まで解除された場合は、1時間後より保育を実施し、お弁当を持参することとします。
- (3) 11時以降に解除された場合は、1時間後より昼食を済ませてから登園をお願いします。

17 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1) 年に1回職員に対して虐待防止研修を実施
- (2) 虐待防止マニュアルの作成、運用

18 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談 窓口	・窓口担当者 松浦 圭子 ・電話番号 06-6653-8627 ・FAX 06-7651-0252 ・メール（随時）kitabatakehoikuen@gmail.com 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。
第三者委員	馬場 司朗
	電話番号 06-6623-1159
	役職・肩書等 元阿倍野区晴明丘地区民生委員長

※ 当園では上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

19 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	独立行政法人日本スポーツ振興センター
保険の内容	災害共済給付

20 園児の利用状況（毎年度5月1日現在）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳児	12人	7人	6人
1歳児	25人	25人	28人
2歳児	25人	30人	30人

21 第三者評価の受審、自己評価の実施状況

項目	受審、実施状況	受審、実施結果
第三者評価受審状況	令和5年度受審	2024年3月16日公表
自己評価の実施状況	毎年度実施	適正である

22 子ども・子育て支援法第39条第3項、第5項の規定により公表・公示された旨

なし

23 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

別表

1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

日常的に使用する保育用品代のみ実費徴収となります。

○印は購入していただく用品

用 品 名	価 格 (円)	0 歳	1 歳	2 歳
クラス帽子	1,250	○		
クラス帽子 UV 防止付き	1,040		○	○
スモック(水色)	1,550			○
おたよりケース	320	○	○	○
れんらくちょう	0・1 歳 180 2 歳 150	○	○	○
ビニールバッグ	670	○	○	○
粘 土 板	470		○	○
粘 土	480		○	○
どうぶつのり	210			○
粘土 ケース	300		○	○
造形クレヨン	660		○	○
体 温 計	1,970	○	○	○
合 計 金 額		4,390	6,090	7,820

2 時間外保育に係る利用者負担

7時から7時30分まで又は18時30分から19時までの延長保育をご利用の場合、それぞれ月額3,000円費用がかかります。

※ 延長保育を利用されていない方で、保育標準時間・保育短時間を超過した場合、別途費用がかかります。

※ 当園は、上記費用の支払を受けた場合は、諸費袋の印にて領収いたします。別に領収書が必要な方は、お申し出ください。